

単位占用料額早見表

占用物件種別	単位	単位占用料額（円）				
		改定前		改定後		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度以降		
道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,800	3,300	3,700	
	第2種電柱		4,200	5,000	5,600	
	第3種電柱		5,700	6,800	7,600	
	第1種電話柱		2,500	3,000	3,300	
	第2種電話柱		3,900	4,600	5,200	
	第3種電話柱		5,400	6,400	7,200	
	その他の柱類		250	300	330	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	25	30	33	
	地下電線その他地下に設ける線類		15	18	20	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,400	2,800	3,200	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	1,500	1,800	2,000	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,900	5,800	6,500	
	郵便差出箱		2,100	2,500	2,700	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	6,300	7,500	7,800	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	4,900	5,800	6,500		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	100	120	140	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		150	180	200	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		220	260	290	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		300	360	390	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		440	520	590	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		590	700	780	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		1,000	1,200	1,400	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		1,500	1,800	2,000	
	外径が1m以上のもの		3,000	3,600	3,900	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		4,900	5,800	6,500		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A*0.004	A*0.004	A*0.004	
		階数が2のもの	A*0.007	A*0.006	A*0.006	
		階数が3以上のもの	A*0.008	A*0.007	A*0.007	
	上空に設ける通路		3,100	3,700	3,900	
	地下に設ける通路		1,900	2,200	2,400	
その他のもの		4,900	5,800	6,500		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	63	75	78	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	630	750	780	
道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	630	750	780
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	6,300	7,500	7,800
	標識	1本につき1年	3,900	4,600	5,200	
	旗ざお	祭礼、緑日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	63	75	78
		その他のもの	1本につき1月	630	750	780
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、緑日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	63	75	78
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	630	750	780
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	6,300	7,500	7,800	
	その他のもの		3,100	3,700	3,900	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		630	750	780		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		490	580	650		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	A*0.008	A*0.008	A*0.008	
	上空に設けるもの		A*0.017	A*0.017	A*0.017	
	その他のもの		A*0.025	A*0.025	A*0.025	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1㎡につき1年	A*0.012	A*0.010	A*0.010	
	その他のもの		A*0.009	A*0.007	A*0.007	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A*0.02	A*0.022	A*0.022	
	その他のもの		A*0.009	A*0.007	A*0.007	
令第7条第12号に掲げる器具		A*0.025	A*0.025	A*0.025		

※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。